

# 伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和 6 年 3 月

**計画期間：令和 6 年度から令和 1 2 年度**



## 目 次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>1. 区域施策編策定の基本的事項・背景</b>     | <b>1</b>  |
| （1）計画策定の背景                     | 1         |
| （2）計画の目的                       | 4         |
| （3）計画の対象とする温室効果ガスの種類           | 4         |
| （4）計画の期間                       | 4         |
| （5）上位計画や関連計画との位置づけ             | 5         |
| （6）推進体制                        | 5         |
| （7）区域の特徴                       | 6         |
| <b>2. 温室効果ガス排出量の推計</b>         | <b>9</b>  |
| （1）区域の温室効果ガスの現況推計              | 9         |
| （2）区域の温室効果ガスの将来推計（現状趨勢ケース）     | 10        |
| （3）区域の温室効果ガスの将来推計（対策実施ケース）     | 12        |
| <b>3. 温室効果ガス排出量の削減目標</b>       | <b>14</b> |
| （1）国・静岡県の部門別排出量の削減めやす          | 14        |
| （2）伊豆市の温室効果ガスの削減目標             | 15        |
| <b>4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策</b> | <b>16</b> |
| （1）基本方針                        | 16        |
| （2）各部門・分野での対策及び取り組み施策          | 17        |
| <b>5. 区域施策編の実施及び進捗管理</b>       | <b>26</b> |
| （1）実施                          | 26        |
| （2）進捗管理・評価                     | 26        |
| （3）見直し                         | 26        |

## 1. 区域施策編策定の基本的事項・背景

### (1) 計画策定の背景

#### ア. 地球温暖化と気候変動の影響

太陽からの光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。これにより地球の温度は保たれていますが、近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

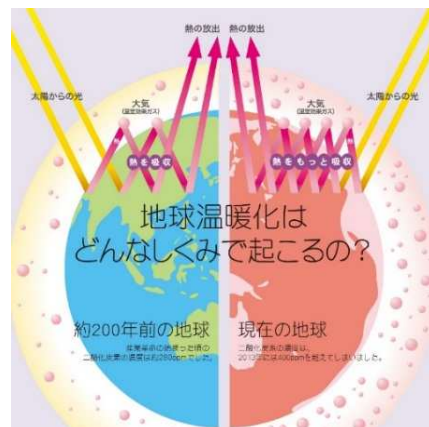


図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化のしくみ

地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響として、気温上昇や災害、生態系の変化のほか、健康被害などが発生すると予測されています。

#### イ. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

世界では、2015 年（平成 27）年に「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択、「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定され、その目標（ゴール）には直接的な気候変動への対策が設定されています。また、同年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催、「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 2.0℃より十分低く保つとともに（2℃目標）、1.5℃に抑える努力をすること（1.5℃目標）とし、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

#### ウ. 地球温暖化対策をめぐる国内の動向・気候変動の適応

日本では、2020（令和 2）年に、「2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」が宣言、翌 2021 年には「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013(平成 25)年度比 46%削減、さらに高みをめざす」旨が公表され、脱炭素社会の実現を目指した取り組みが進められています。

また、2018（平成 30）年には、「気候変動適応計画」が閣議決定され、温



図 1-2 緩和策と適応策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

室効果ガスの排出を抑制する取り組みである「緩和策」への取り組みと同時に、将来予測される気候変動の影響による被害の回避・低減を図る「適応策」に取り組むことが重要とされています。

## 工. 静岡県における地球温暖化対策のこれまでの取り組みや今後の取組方針

静岡県は、2022（令和4）年3月に「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が、策定され、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46.6%削減」を掲げています。



図 1-3 静岡県 2030 年度に関する目標  
出典：「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

## オ. 伊豆市における地球温暖化対策のこれまでの取り組みや今後の取組方針

本市では、これまで市ホームページ掲示等により「地球温暖化対策」に関して、環境に配慮した暮らし等の啓発を実施してきました。また、脱炭素社会の実現に向けて令和4年6月20日に、伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」を宣言しました。宣言においては、2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロ等を目指しています。

また、本市では「静岡県発行「グリーンボンド」の購入(令和4年9月29日)」等の取り組みを行っています。静岡グリーンボンド発行による調達資金は、市が期待する「創エネ」の推進や良好な森林環境の維持に関連した事業等に活用されます。





## 伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言

近年、地球温暖化を要因とする気候変動は、記録的な豪雨や猛暑、干ばつや海面上昇など、国内外で深刻な影響をもたらしており、温室効果ガスの排出削減に向けたパリ協定の採択やSDGsの推進など、国際社会の取組が急速に進んでいます。

政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これにより、各計画及び戦略の見直しを加速させ、国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいくことが示されました。

また、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により共有されました。

大気を守ること、大地を守ること、大洋を守することは、いずれも人類にとって歴史的使命であると確信し、美しい伊豆創造を目指す伊豆市も同じ責務を有しています。

伊豆市は2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指し、次の戦略を着実に推進することを宣言します。

### 伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」

- 1 化石燃料に頼らない「脱化石燃料」、自然環境を守りながら新たなエネルギーを創出・消費する「創エネ」を推進します。
- 2 市域内木材の活用促進に努め、無秩序な森林開発を抑制し、良好な森林環境を維持していくための整備を推進します。
- 3 狩野川の源流を有することに誇りを持ち、プラスチックごみを海洋汚染の原因としないよう、プラスチック製品の適正な処理に努めるとともに、脱プラスチック社会の実現を目指します。

令和4年6月20日

伊豆市長

菊地 豊

図 1-4 伊豆市ゼロカーボン戦略「かけがえのない地球を守る小作戦」宣言文  
出典：伊豆市 HP

## (2) 計画の目的

「伊豆市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、本計画とする）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた計画です。

## (3) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」法 2 条第 3 項に規定される次の 7 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

表 1-1 温室効果ガスの種類

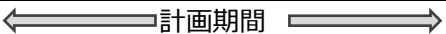
| 温室効果ガス                   | 排出源                       | 地球温暖化係数※     |
|--------------------------|---------------------------|--------------|
| 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）  | 化石燃料の燃焼など                 | 1            |
| メタン（CH <sub>4</sub> ）    | 燃料の燃焼や水田、廃棄物の埋立、家畜の腸内発酵など | 25           |
| 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） | 燃料の燃焼や下水汚泥の処理、家畜の排泄物など    | 298          |
| ハイドロフルオロカーボン類（HFC）       | エアコンや冷蔵庫の使用など             | 12～14,800    |
| パーフルオロカーボン類（PFCs）        | 半導体の製造プロセスなど              | 7,390～17,340 |
| 六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ） | 電気の絶縁体など                  | 22,800       |
| 三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ） | 半導体の製造プロセスなど              | 17,200       |

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数字のこと。

## (4) 計画の期間

本計画では、2013 年度を基準年度とし、2030 年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2023 年度の翌年である 2024 年度からの 7 年間とします。見直しの時期の設定については、適宜実施することとします。

表 1-2 本計画の基準年度、目標年度及び計画期間

|            |     |           |           |           |                                                                                      |     |     |          |
|------------|-----|-----------|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|----------|
| 平成<br>25 年 | ・・・ | 令和<br>2 年 | 令和<br>3 年 | 令和<br>5 年 | 令和<br>6 年                                                                            | ・・・ | ・・・ | 令和<br>12 |
| 2013       | ・・・ | 2020      | 2021      | 2023      | 2024                                                                                 | ・・・ | ・・・ | 2030     |
| 基準年度       | ・・・ | 現状年度<br>※ |           | 策定年度      | 対策・施策の進捗把握<br>定期的に見直しの検討                                                             |     |     | 目標年度     |
|            |     |           |           |           |  |     |     |          |

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。



## (5) 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画の推進にあたっては、総合計画など市が策定する各種計画及び実施する事業等との整合・連携を図ることとします。

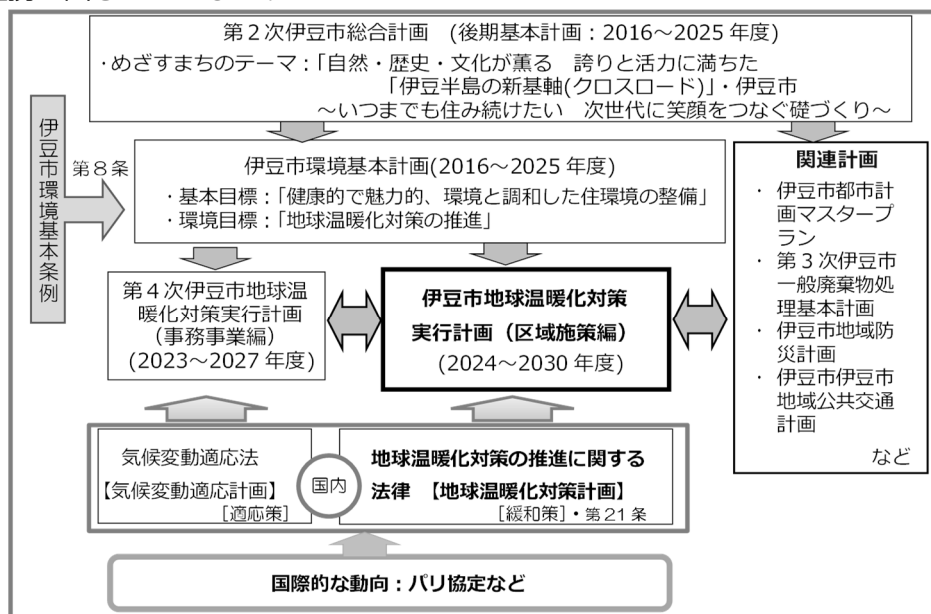


図 1-5 計画の位置付け

## (6) 推進体制

本市では、推進体制として、市民・事業者・行政等の多様な主体が連携して取り組む体制を構築・運営します。庁内体制にあつては、市長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制の構築・運営を検討します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

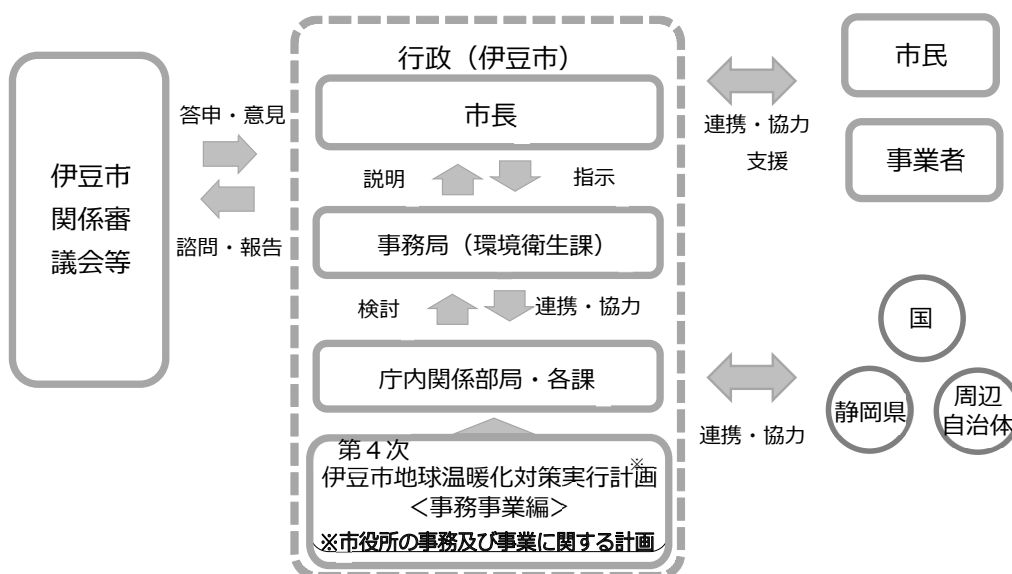


図 1-6 計画の推進体制



## (7) 区域の特徴

本市の自然的・社会的条件等区域の特徴を踏まえ、他の関係行政施策との整合を図りながら、本計画の施策を検討し、地球温暖化対策に取り組むこととします。

### ア. 地域の概要（地域の成り立ち、位置、面積など）

本市は、伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から約 100 キロメートル、静岡市から約 60 キロメートルとなっています。豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側では青く澄んだ駿河湾に面しています。中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けています。

面積は、東西約 25 キロメートル、南北約 20 キロメートル、面積は 363.97 平方キロメートルで、静岡県の大面積の 4.7%を占めています。

土地利用は、森林が約 70%、田・畑が約 4%、宅地が約 2%を占めています。

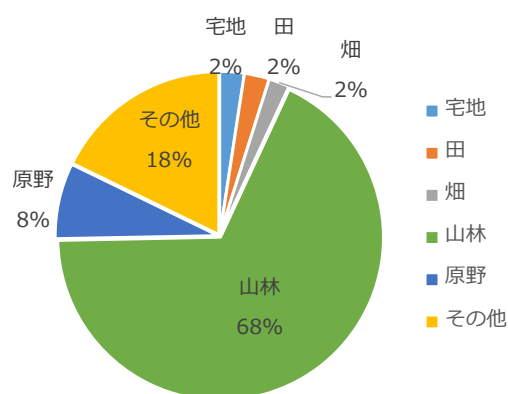


図 1-7 地目別土地面積

出典：伊豆市統計書(令和 2 年度)

### イ. 気候概況

本市は、太平洋側の気候の影響から温暖な気候に恵まれ、年間を通じた平均気温は 15 度前後で、山間部などの地域で降水量の多いところもありますが、全体としては穏やかで住みやすい気候となっています。

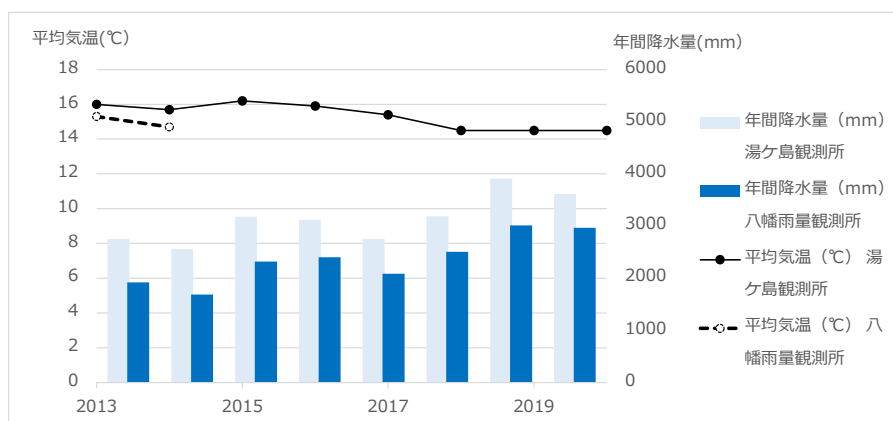


図 1-8 市域の年間平均気温及び年間降水量 出典：伊豆市統計書(令和 2 年度)

## ウ. 人口と世帯数

市の人口は、国勢調査によると減少傾向にあり、2020（令和2）年10月1日時点の人口は28,190人、世帯数は11,449世帯です。年齢別では15歳未満の年少人口は、実数・構成比ともに年々減少しており、少子化の傾向が強まっています。一方、65歳以上の老年人口は、実数・構成比ともに年々増加しており、高齢化の傾向が強まっています。本市では、「2045（令和27）年に約21,000人」を目標人口として設定しています。

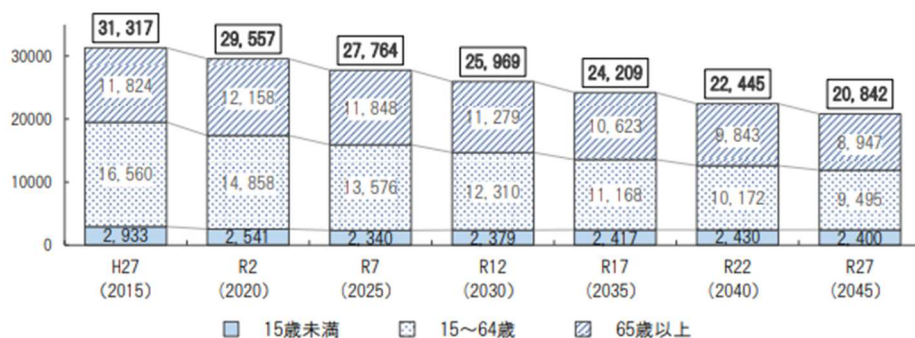


図1-9 年齢3区分別人口と目標人口

出典「伊豆市 まち・ひと・しごと創生第2期人口ビジョン」（令和2年2月）

## エ. 地域の産業の動向

本市の就業者数は、1995（平成7）年をピークに2000（平成12）年に減少に転じ、その後減少傾向です。産業大分類別でみると、第3次産業の就業者が最も多く、年々占める割合も高くなっています。第1次産業・第2次産業は一貫して減少傾向となっており、また第3次産業は1995（平成7）年に増加したものの、それ以降は減少傾向となっています。

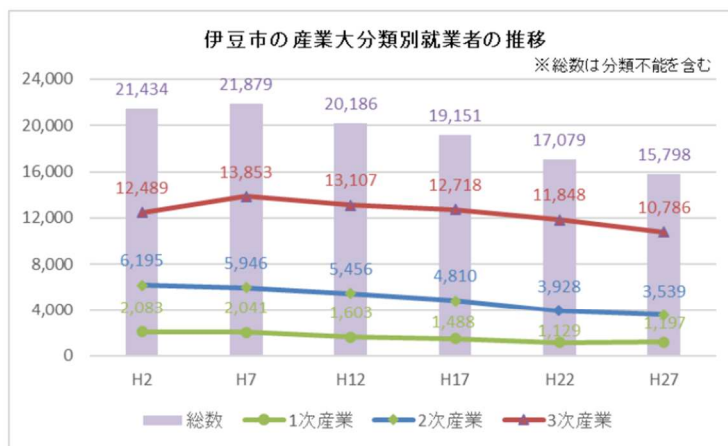


図1-10 産業分類別就業者数の推移

出典：「伊豆市の新しい都市計画」マスタープラン(令和3年10月)・国勢調査

本市では、産業中分類別でみると、宿泊・飲食サービス業が最も生産額が大きく、地域の代表的な産業であり市域全体に及ぼす影響が大きいことがわかります。

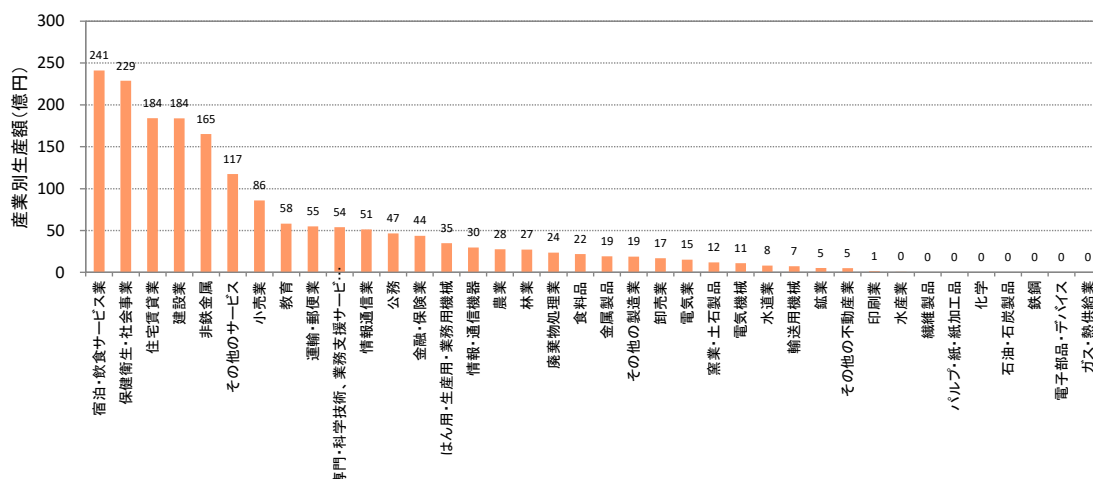


図 1-11 市域の産業別生産額 出典：地域経済循環分析ツール(2018 年度版)

## オ. 地域の再生可能エネルギー

本市の再生可能エネルギー導入状況は、太陽光発電が約 90%を占め、残りを水力発電が占めています。

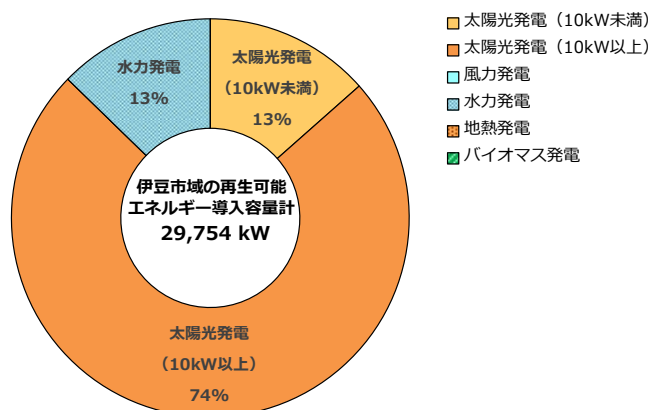


図 1-12 本市域の再生可能エネルギーの導入容量(2021 年度)

出典：自治体排出量カルテ

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル(以降、再エネ導入ポテンシャルとする)は、風力発電が約 60%、次いで太陽光発電、地中熱、地熱及び中小水力発電の順に再エネ導入ポテンシャルが高い状況にあります。

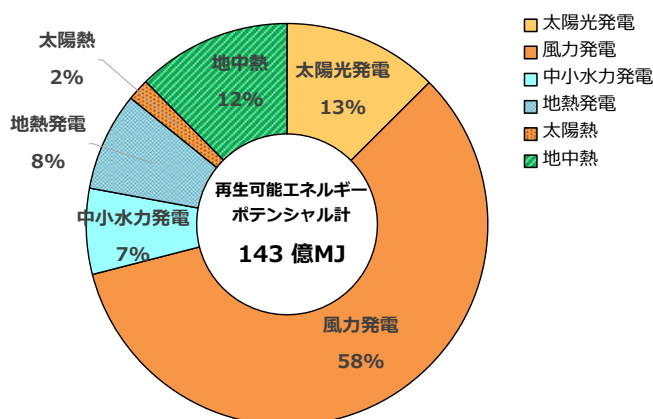


図 1-13 本市域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

出典：自治体排出量カルテ・自治体再エネ情報カルテ(概要版)

## 2. 温室効果ガス排出量の推計

### (1) 区域の温室効果ガスの現況推計

本市における、部門・分野の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の現況推計は、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」の結果から以下のとおりとなりました。

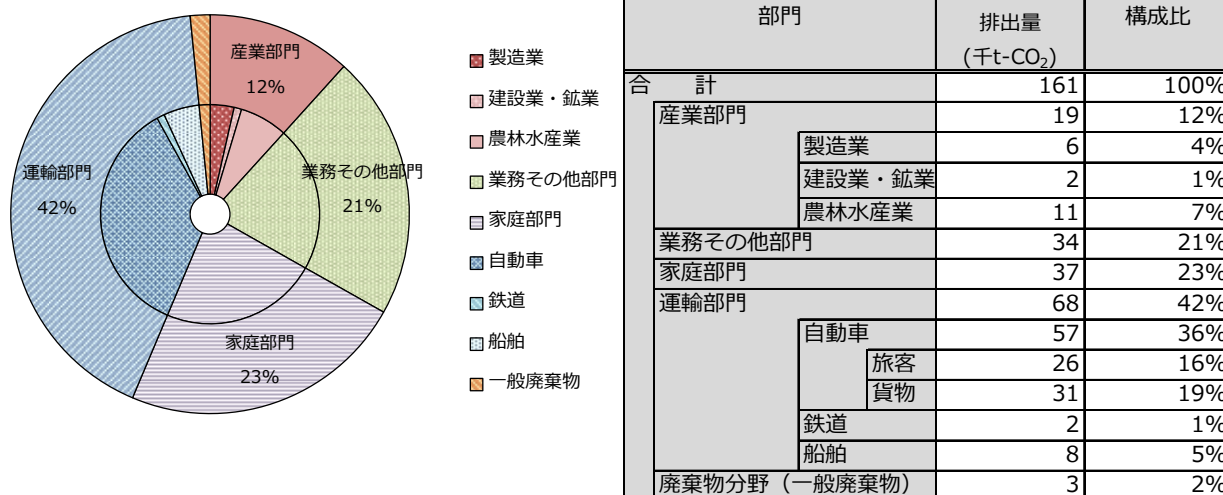


図 2-1 本市の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量（2020 年度） 出典：自治体排出量カルテ

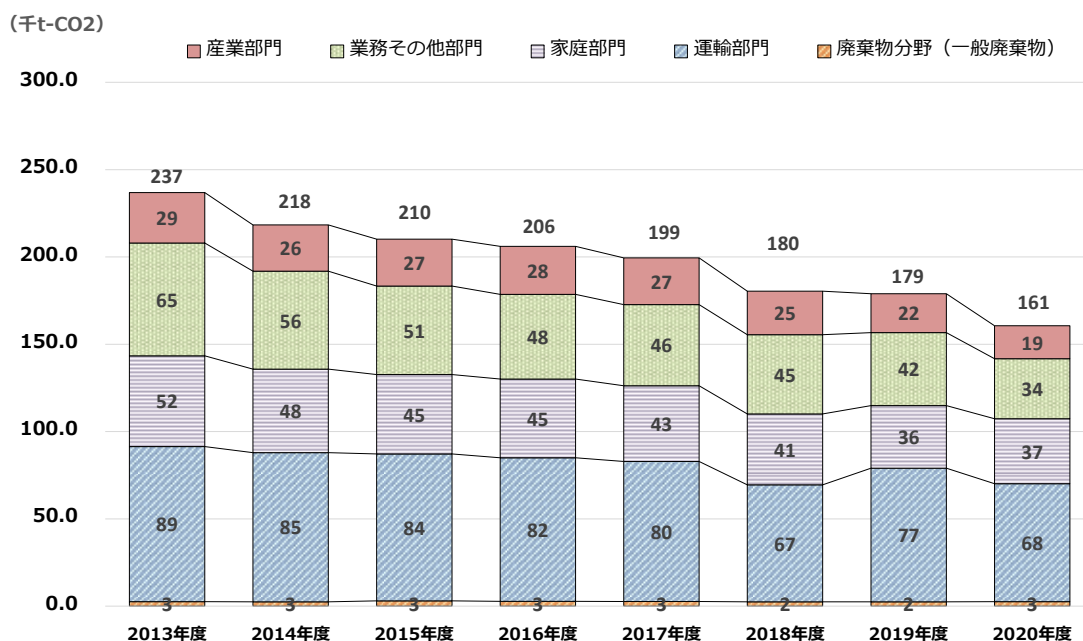


図 2-2 本市の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量及び経年変化 出典：自治体排出量カルテ

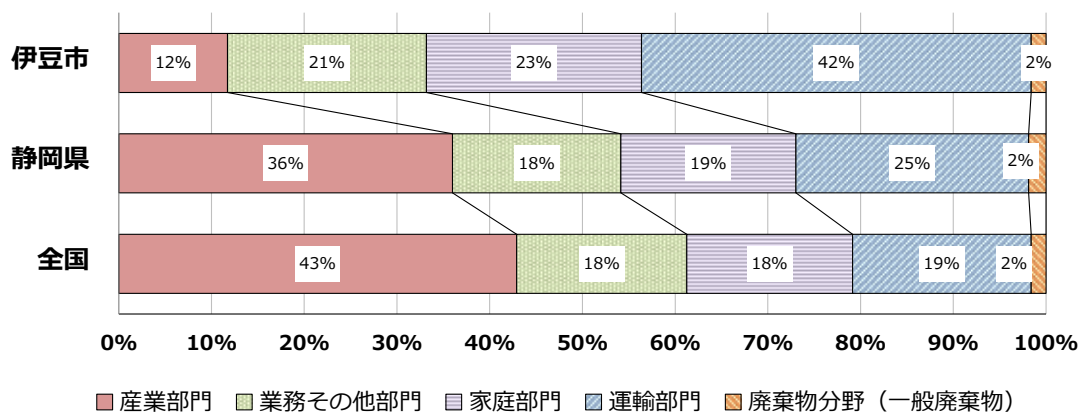


図 2-3 本市の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量及び全国・県排出量との比較 出典：自治体排出量カルテ

現況推計の結果、本市の CO<sub>2</sub> 排出量には以下の特徴があります。

- ・ 運輸部門が市域の CO<sub>2</sub> 排出量全体の 42%と、全国・県と比較して排出量比率が高い。運輸部門のうち、自動車の占める割合が最も高く、市域の CO<sub>2</sub> 排出量全体の 36%である。
- ・ 産業部門は全体の 12%と、全国・県と比較して排出量の割合が低い。
- ・ 業務その他及び家庭部門は、全国・県と比較して、同程度の排出量の割合である。
- ・ 伊豆市の全排出量は基準年度（2013（平成 25）年度）と比較して約 32.1%削減（うち運輸部門は約 23.6%削減）された。

## （２）区域の温室効果ガスの将来推計（現状趨勢ケース）

現状趨勢（BAU※）ケースは、今後追加的な対策を行わないケースであり、将来の総量目標を策定する際の基準排出量として用いられます。BAU ケースの将来推計は、直近年度である 2020 年を「現状年度」と設定し、自治体排出量カルテに基づき経年推移のグラフを活動量の推移として算定しました。

※BAU：「Business As Usual」の略語

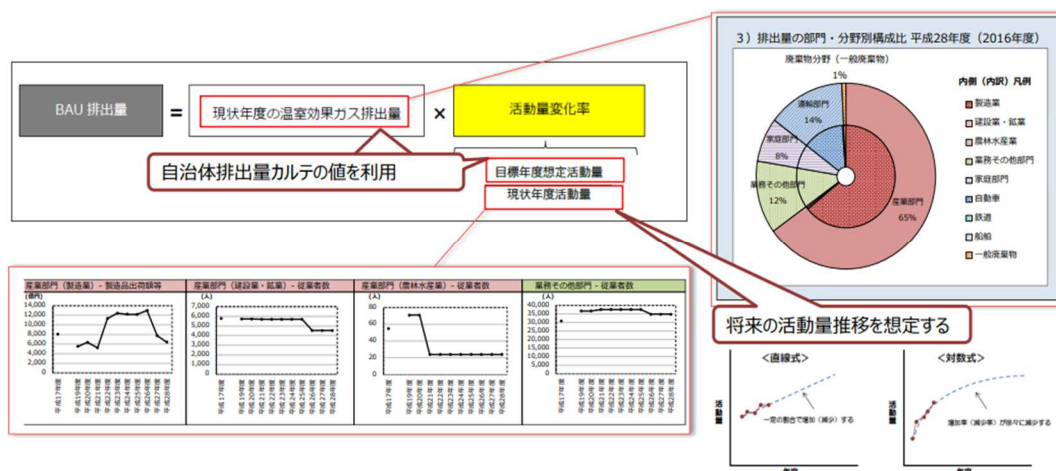


図 2-4 BAU 排出量の算定方法 出典：環境省「自治体排出量カルテの活用について」

以下の表に、自治体排出量カルテを基に推計した、部門別の活動量の変化を示します。

表 2-1 分野別の活動量項目及び 2030 年度活動量の変化

| 部門・分野         | 活動量<br>(単位)      | 2020 年度<br>現状年度 | 2030 年度<br>目標年度<br>想定 | 活動量<br>の変化率<br>(2020 年度比) |
|---------------|------------------|-----------------|-----------------------|---------------------------|
| 合 計           | —                | —               | —                     | —                         |
| 産業部門          | —                | —               | —                     | —                         |
| 製造業           | 製造品出荷額等 (億円)     | 120.6           | 121.3                 | 1.01                      |
| 建設業・鉱業        | 建設業・鉱業・従業者数 (人)  | 875             | 913                   | 1.04                      |
| 農林水産業         | 農林水産業・従業者数 (人)   | 225             | 261                   | 1.16                      |
| 業務その他部門       | 業務その他・従業者数 (人)   | 10,352          | 10,395                | 1.00                      |
| 家庭部門          | 世帯数 (世帯)         | 13,435          | 13,345                | 0.99                      |
| 運輸部門          | —                | —               | —                     | —                         |
| 自動車           | —                | —               | —                     | —                         |
| 旅客            | 旅客自動車台数※ (台)     | 18,796          | 16,388                | 0.87                      |
| 貨物            | 貨物自動車台数※ (台)     | 6,877           | 5,996                 | 0.87                      |
| 鉄道            | 人口※※ (人)         | 29,784          | 25,969                | 0.87                      |
| 船舶            | 入港船舶総トン数 (トン)    | 1,487,969       | 1,370,952             | 0.92                      |
| 廃棄物分野 (一般廃棄物) | 一般廃棄物焼却量※※※ (トン) | 8,398           | 8,257                 | 0.98                      |

※自動車台数の変化率は人口の変化率と同程度と想定

※※伊豆市の目標人口 (シミュレーション 1)

※※※焼却施設の年間処理量

推計の結果、BAU ケースは**基準年度(2013 年度)に対し約 3 5%の削減**となりました。

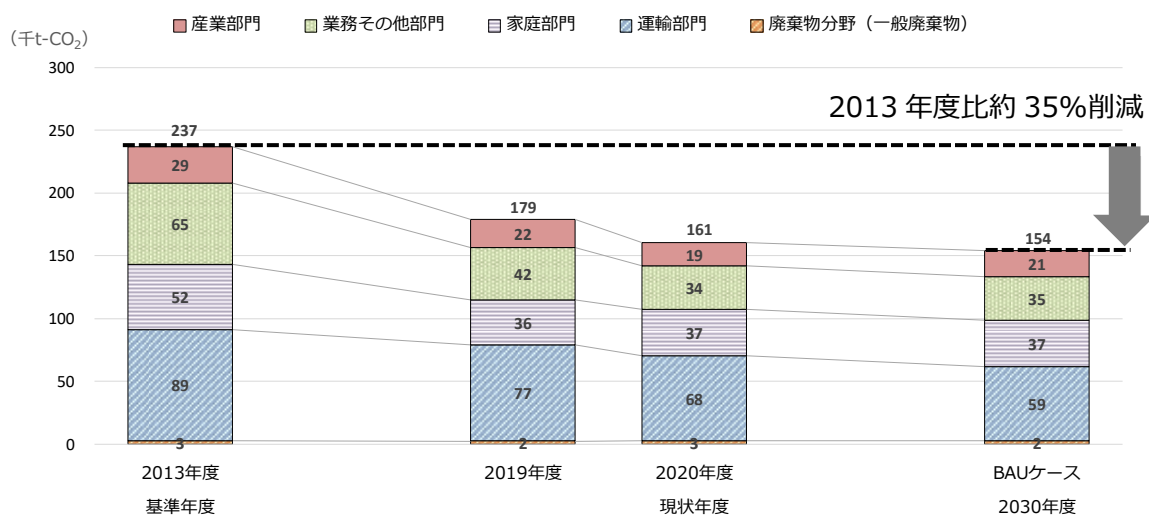


図 2-5 基準年度・現状年度及び BAU ケース排出量推移



表 2-2 基準年度・現状年度及び BAU ケース CO<sub>2</sub> 排出量等 推計結果

| 部門・分野        | 2013年度<br>基準年度<br>排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | 2019年度<br>排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | 2020年度<br>現状年度<br>排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | BAUケース<br>2030年度<br>排出量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | BAUケース<br>2013年度比<br>削減量<br>(千t-CO <sub>2</sub> ) | BAUケース<br>2013年度比<br>削減率<br>(%) |
|--------------|------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|
|              |                                                |                                        |                                                |                                                  |                                                   |                                 |
| 合 計          | 237                                            | 179                                    | 161                                            | 154                                              | 83                                                | 35%                             |
| 産業部門         | 29                                             | 22                                     | 19                                             | 21                                               | 8                                                 | 28%                             |
| 製造業          | 10                                             | 7                                      | 6                                              | 6                                                | 4                                                 |                                 |
| 建設業・鉱業       | 3                                              | 2                                      | 2                                              | 2                                                | 1                                                 |                                 |
| 農林水産業        | 17                                             | 13                                     | 11                                             | 13                                               | 3                                                 |                                 |
| 業務その他部門      | 65                                             | 42                                     | 34                                             | 35                                               | 30                                                | 46%                             |
| 家庭部門         | 52                                             | 36                                     | 37                                             | 37                                               | 15                                                | 29%                             |
| 運輸部門         | 89                                             | 77                                     | 68                                             | 59                                               | 29                                                | 33%                             |
| 自動車          | 73                                             | 63                                     | 57                                             | 50                                               | 23                                                |                                 |
| 旅客           | 36                                             | 30                                     | 26                                             | 23                                               | 13                                                |                                 |
| 貨物           | 37                                             | 33                                     | 31                                             | 27                                               | 10                                                |                                 |
| 鉄道           | 3                                              | 2                                      | 2                                              | 2                                                | 1                                                 |                                 |
| 船舶           | 13                                             | 11                                     | 8                                              | 8                                                | 6                                                 |                                 |
| 廃棄物分野（一般廃棄物） | 2.6                                            | 2.4                                    | 2.6                                            | 2.4                                              | 0.2                                               | 8%                              |

本表は単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

### （３）区域の温室効果ガスの将来推計（対策実施ケース）

対策実施ケースは、温室効果ガス削減可能量の試算を含む対策を実施したケースとして、推計しました。以下の図に示すとおり、国の「地球温暖化対策計画」に示される削減見込量を算出し、BAU ケースにおいて算出した温室効果ガス排出量から控除するものとして推計しました。

削減見込量の試算は、国の「地球温暖化対策計画の対策の削減量の根拠(2021 年 10 月)」から、本市に関連する事項（対策）を抽出し、実施しました。

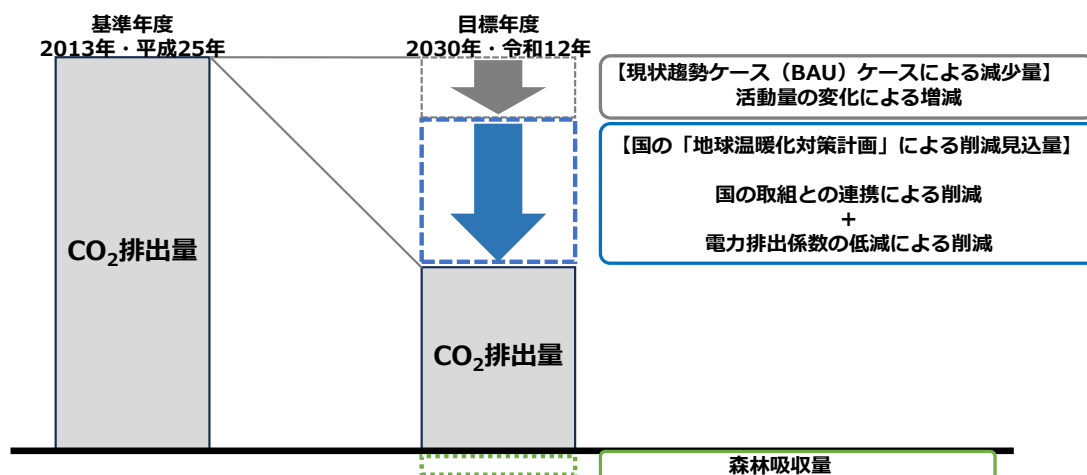


図 2-6 対策実施ケースの削減イメージ



表 2-3 対策実施ケースの削減見込み量を推計する根拠とした資料・条件

| 根拠              | 根拠となる資料・条件                                                                                                                 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の取り組みとの連携による削減 | 国の「地球温暖化対策計画」参考表「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」（2021 年 10 月）による。各種対策による排出削減及び省エネの見込量から、伊豆市分を按分した。                                 |
| 電力排出係数の低減       | 東京電力エナジーパートナー(株)の電力排出係数及び、2030 年度電力排出係数は「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく、2030 年度の全電源平均の電力排出係数 0.25kg-CO <sub>2</sub> /kWh とした。 |

国の取り組みとの連携による削減見込量、及び電力排出係数の低減による本市分の削減見込量を算出した結果、温室効果ガス削減見込量は約 27.6 千 t-CO<sub>2</sub> となりました。

表 2-4 国の取り組みとの連携等による削減見込量（2030 年度）

| 部門・分野                                |         | 主な取り組み事項                                                 | CO <sub>2</sub> 排出量<br>千t-CO <sub>2</sub> |
|--------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 産業                                   |         | ○ FEMS（工場・プラント施設のエネルギーマネジメントシステム）を利用した徹底的なエネルギー管理の普及支援 等 | 0.07                                      |
| 家庭                                   |         | ○ 脱炭素ライフスタイルへの転換（デコ活の推進）等                                | 0.01                                      |
| 業務その他                                |         | ○ 脱炭素ライフスタイルへの転換（デコ活の推進）等                                | 0.01                                      |
| 運輸                                   |         | ○ 公共交通機関及び自転車の利用促進（自転車の利用促進）等                            | 0.06                                      |
| 国との連携による施策・対策 小計（切り上げ）               |         |                                                          | 0.2                                       |
| 電力排出係数の低減                            | 産業部門    | 製造・建設・農林合計                                               | 1.5                                       |
|                                      | 家庭部門    | 家庭部門                                                     | 13.5                                      |
|                                      | 業務その他部門 | 業務部門                                                     | 12.4                                      |
| 電力排出係数の低減 小計（切り上げ）                   |         |                                                          | 27.4                                      |
| 対策実施ケース（国の施策との連携及び排出量係数の低減による）削減量 合計 |         |                                                          | 27.6                                      |

### 3. 温室効果ガス排出量の削減目標

#### (1) 国・静岡県の部門別排出量の削減めやす

国の地球温暖化対策計画における日本の温室効果ガス削減目標は、「2030 年度において 2013 年度比 46%削減の水準」(吸収量を差し引いたもの)となっています。

表 3-1 国の温室効果ガス削減目標 (億 t-CO<sub>2</sub>)

| 温室効果ガス排出量・吸収量<br>(単位：億t-CO <sub>2</sub> )     |         | 2013排出実績                                                                                         | 2030排出量 | 削減率  | 従来目標                       |
|-----------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|----------------------------|
|                                               |         | 14.08                                                                                            | 7.60    | ▲46% | ▲26%                       |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                        |         | 12.35                                                                                            | 6.77    | ▲45% | ▲25%                       |
| 部門別                                           | 産業      | 4.63                                                                                             | 2.89    | ▲38% | ▲7%                        |
|                                               | 業務その他   | 2.38                                                                                             | 1.16    | ▲51% | ▲40%                       |
|                                               | 家庭      | 2.08                                                                                             | 0.70    | ▲66% | ▲39%                       |
|                                               | 運輸      | 2.24                                                                                             | 1.46    | ▲35% | ▲27%                       |
|                                               | エネルギー転換 | 1.06                                                                                             | 0.56    | ▲47% | ▲27%                       |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O |         | 1.34                                                                                             | 1.15    | ▲14% | ▲8%                        |
| HFC等4ガス(フロン類)                                 |         | 0.39                                                                                             | 0.22    | ▲44% | ▲25%                       |
| 吸収源                                           |         | -                                                                                                | ▲0.48   | -    | (▲0.37億t-CO <sub>2</sub> ) |
| 二国間クレジット制度(JCM)                               |         | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |         |      | -                          |

出典：「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定) 概要版

また、静岡県の「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(2022~2030)」における、県の温室効果ガス削減目標は、「2030 年度において 2013 年度比 46.6%削減することとし、更なる高みを目指す」とされています。なお、県の削減目標は、国の目標と同様に「森林吸収量」を考慮した値です。

表 3-2 静岡県の分野別温室効果ガス削減目標 (万 t-CO<sub>2</sub>、%)

| 部門     | 2013<br>基準年度<br>(A) | 2018<br>現状値 | 2030<br>現状趨勢<br>ケース<br>(B)※ | 2030<br>削減<br>見込量<br>(C) | 2030<br>排出量<br>(D=B-C) | 基準年比<br>削減率<br>(D/A)-1 |
|--------|---------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 産業     | 1,287               | 1,191       | 1,228                       | 446                      | 782                    | △39.2                  |
| 業務     | 605                 | 427         | 416                         | 233                      | 183                    | △69.8                  |
| 家庭     | 592                 | 502         | 525                         | 214                      | 311                    | △47.5                  |
| 運輸     | 590                 | 573         | 557                         | 126                      | 431                    | △26.9                  |
| 廃棄物等   | 75                  | 89          | 91                          | 43                       | 48                     | △36.0                  |
| その他ガス  | 206                 | 213         | 218                         | 89                       | 129                    | △37.4                  |
| うち HFC | 120                 | 142         | 151                         | 84                       | 67                     | △44.2                  |
| 小計     | 3,355               | 2,994       | 3,035                       | 1,151                    | 1,884                  | △43.8                  |
| 吸収量    | (△74)               | △76         | —                           | 92                       | △92                    | —                      |
| 計      | 3,355               | 2,918       | 3,035                       | 1,243                    | 1,792                  | △46.6                  |

出典：「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(2022~2030)」(令和4年3月 静岡県)

## (2) 伊豆市の温室効果ガスの削減目標

国のカーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」における目標、削減見込量、及び静岡県地球温暖化対策実行計画を踏まえて、本市の削減目標は、以下のとおり温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

### 市域全体の削減目標

**2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で46.6%以上削減**

表 3-3 伊豆市における分野別削減目標

| 温室効果ガス<br>排出量・吸収量<br>(単位：千t-CO <sub>2</sub> ) | 2013年度<br>実績<br>(基準年度) | 2020年度<br>実績<br>(現状年度) | 2030年度<br>BAUケース<br>推計 | 2030年度<br>削減<br>見込み量 | 2030年度<br>排出量<br>(目標年度) | 2030年度<br>削減割合目標<br>(基準年度比) | 参考<br>静岡県目標※<br>(基準年度比) |
|-----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 合計                                            | 237                    | 161                    | 154                    | 27.6                 | 126                     | 46.6%                       | 46.6%                   |
| 産業部門                                          | 29                     | 19                     | 21                     | 1.6                  | 19                      | 33.5%                       | 39.2%                   |
| 製造業                                           | 10                     | 6                      | 6                      | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 建設業・鉱業                                        | 3                      | 2                      | 2                      | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 農林水産業                                         | 17                     | 11                     | 13                     | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 業務その他部門                                       | 65                     | 34                     | 35                     | 12.4                 | 22                      | 65.7%                       | 69.8%                   |
| 家庭部門                                          | 52                     | 37                     | 37                     | 13.5                 | 23                      | 54.9%                       | 47.5%                   |
| 運輸部門                                          | 89                     | 68                     | 59                     | 0.1                  | 59                      | 33.3%                       | 26.9%                   |
| 自動車                                           | 73                     | 57                     | 50                     | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 旅客                                            | 36                     | 26                     | 23                     | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 貨物                                            | 37                     | 31                     | 27                     | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 鉄道                                            | 3                      | 2                      | 2                      | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 船舶                                            | 13                     | 8                      | 8                      | —                    | —                       | —                           | —                       |
| 廃棄物分野（一般廃棄物）・非工ネ起源                            | 3                      | 3                      | 2                      | —                    | 2                       | 7.9%                        | 36.0%                   |
| 森林吸収量※※                                       | 45                     | —                      | —                      | —                    | —                       | 2013年度<br>維持                | —                       |

※県目標は「森林吸収量」を考慮した値として2013年比46.6%削減相当

※※森林吸収量は、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」より森林面積による伊豆市の按分値

本表は単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

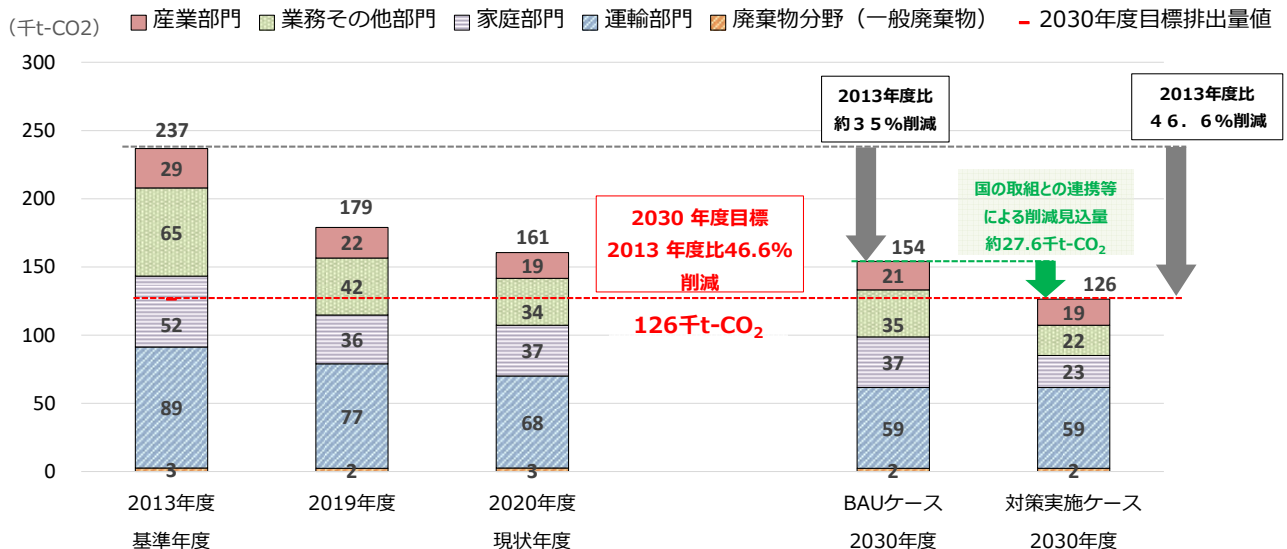


図 3-1 基準年度・現状年度及び BAU・対策実施ケース排出量推移

## 4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

### (1) 基本方針

本市は、「かけがえのない地球を守る小作戦」を宣言し、2050年までにカーボンニュートラルとプラスチックごみ排出ゼロを目指しています。

基本方針の実現に向けては、以下のとおり5つの施策を柱としてすすめます。

- ① 運輸部門に係る施策
- ② 業務その他部門に係る施策
- ③ 家庭部門に係る施策
- ④ 廃棄物分野に係る施策
- ⑤ 二酸化炭素の吸収源に係る施策

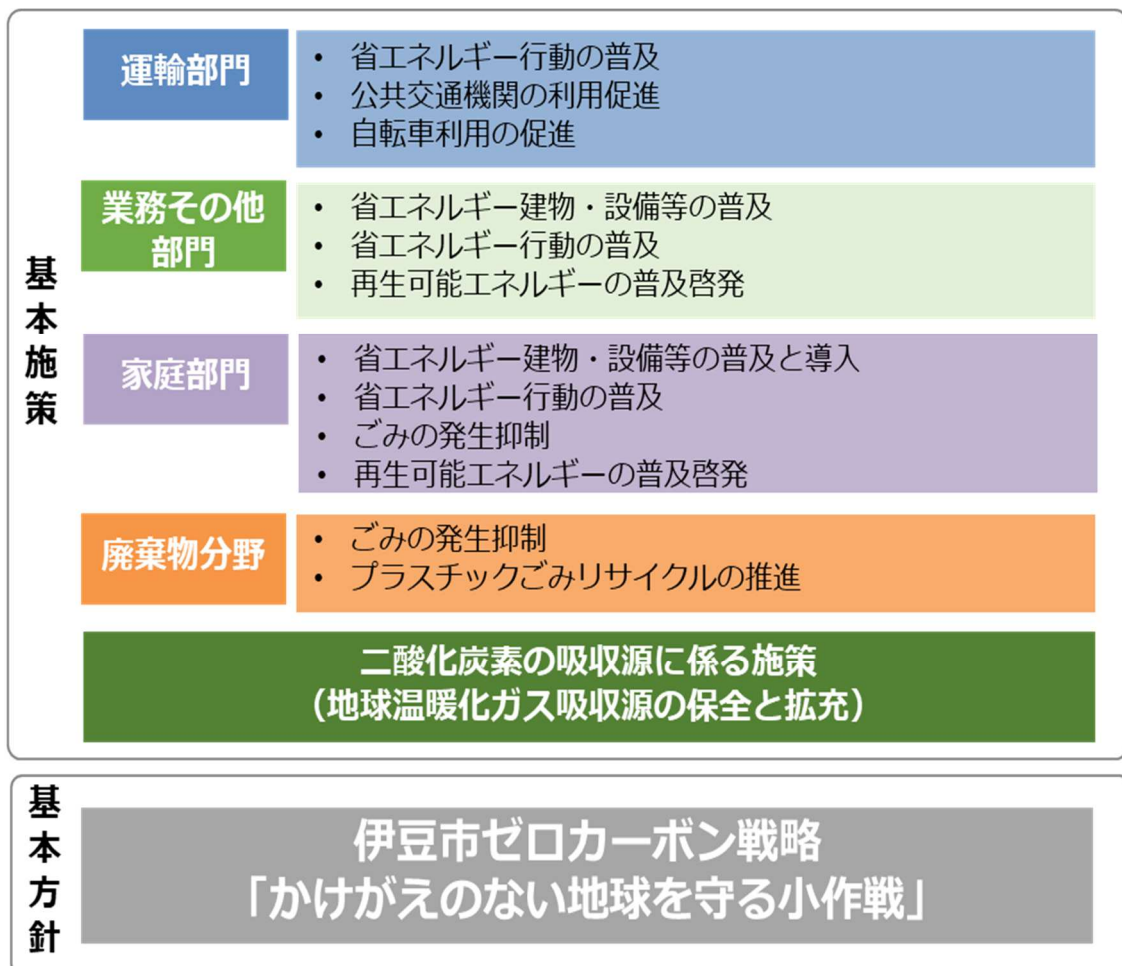


図 4-1 基本方針と基本施策

## (2) 各部門・分野での対策及び取り組み施策

### ① 運輸部門

運輸部門では、CO<sub>2</sub> 排出量における自動車起源の占める割合が高いため、自動車利用に関する行動変容、移動手段の選択等により環境負荷の低減を目指します。

表 4-1 運輸部門に係る施策

| 基本施策        | 取り組み                    |
|-------------|-------------------------|
| 省エネルギー行動の普及 | エコドライブの促進               |
| 公共交通機関の利用促進 | 地球温暖化ガスの排出が少ない交通手段の選択推進 |
| 自転車利用の促進    | 移動手段としての自転車選択の推進        |

＜年度別導入施策イメージ＞

| <年度別導入施策イメージ>           |    | 継続実施 |      |      | 検討・協議 |      | 検討・実施 |      |
|-------------------------|----|------|------|------|-------|------|-------|------|
| 取り組み項目                  | 年度 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027  | 2028 | 2029  | 2030 |
| エコドライブの促進               |    | 継続実施 |      |      |       |      |       |      |
| 地球温暖化ガスの排出が少ない交通手段の選択推進 |    | 継続実施 |      |      |       |      |       |      |
| 移動手段としての自転車選択の推進        |    | 継続実施 |      |      | 検討・協議 |      | 検討・実施 |      |

＜導入施策イメージ＞ 短期：2024～2027 年度、長期：2027 年度以降めやす

|   | 基本施策        | 区分                      | 導入時期     | 段階               | 取り組み内容                                                            |
|---|-------------|-------------------------|----------|------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 省エネルギー行動の普及 | エコドライブの促進               | 短期       | 継続実施             | エコドライブの取組促進<br>(法定速度を遵守、急発進、急停止しない)                               |
| 2 | 公共交通機関の利用促進 | 地球温暖化ガスの排出が少ない交通手段の選択推進 | 短期       | 継続実施             | 利用しやすい公共交通・魅力向上事業：<br>利用推進策の充実<br>(シニア向け市内路線バス『いきいきバス』の販売)        |
| 3 | 自転車利用の促進    | 移動手段としての自転車選択の推進        | 短期<br>長期 | 継続<br>実施         | 市民の自転車乗れる率100%に向けた取組<br>(小学生向け自転車乗り方教室、シニア向け電動アシスト自転車教室開催)        |
|   |             |                         | 長期       | 検討・<br>協議・<br>実施 | サイクルシェアリングのサービス拡充                                                 |
|   |             |                         | 長期       | 検討・<br>協議・<br>実施 | 自転車を活用した健康づくりの推進<br>(CSC※等とともに、生活習慣病の予防、自転車の運動効果による市民向け健康増進事業の展開) |

※CSC: 日本サイクルスポーツセンター

## ② 業務その他部門

業務その他部門には、地域の代表的な産業である、宿泊・飲食サービス業が含まれます。こうした代表的な産業となる事業者を中心に、省エネルギー行動に対する意識啓発として省エネルギー診断や省エネルギーに向けた設備導入促進等を通じて、環境負荷の低減を目指します。

表 4-2 業務その他部門に係る施策

| 基本施策                | 取り組み                           |
|---------------------|--------------------------------|
| 省エネルギー建物・設備等の普及     | 省エネルギーに向けた設備導入促進               |
| 省エネルギー行動の普及         | 省エネルギー行動の推進（脱炭素ライフスタイルへの転換促進等） |
|                     | 環境イベントへの参加促進                   |
|                     | 地球温暖化対策に係る人材育成促進               |
|                     | エネルギーマネジメントシステム普及促進            |
| 再生可能エネルギーの普及啓発と導入検討 | 再生可能エネルギー発電設備等の普及啓発・促進         |
|                     | 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進 |

| ＜年度別導入施策イメージ＞            |    | 継続実施   |      |       | 検討・協議 |       | 検討・実施 |      |
|--------------------------|----|--------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 取り組み項目                   | 年度 | 2024   | 2025 | 2026  | 2027  | 2028  | 2029  | 2030 |
| 省エネルギーに向けた設備導入促進         |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 省エネルギー行動の推進              |    | 継続実施   |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| 環境イベントへの参加促進             |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 地球温暖化対策に係る人材育成促進         |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 脱炭素ライフスタイルへの転換促進         |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| エネルギーマネジメントシステム普及促進      |    | 診断補助実施 |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| 再生可能エネルギー発電設備等の導入促進      |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替え促進 |    | 検討・協議  |      |       |       | 検討・実施 |       |      |

＜導入施策イメージ＞ 短期：2024～2027 年度、長期：2027 年度以降めやす

|   | 基本施策                | 取り組み                           | 導入<br>時期 | 段階       | 取り組み内容                                   |
|---|---------------------|--------------------------------|----------|----------|------------------------------------------|
| 1 | 省エネルギー建物・設備等の普及     | 省エネルギーに向けた設備導入促進               | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | 省エネルギー型の設備に関する導入促進・支援の検討（V2H充放電設備の補助金）   |
|   |                     |                                | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | 公用車更新、新規導入等の場合は、低公害車の導入を検討               |
|   |                     |                                | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | 公共施設における省エネルギー設備について積極的に検討・導入            |
| 2 | 省エネルギー行動の普及         | 省エネルギー行動の推進(脱炭素ライフスタイルへの転換促進等) | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | パンフレット等での環境意識呼びかけ、省エネルギー行動行動の実践          |
|   |                     |                                | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | 環境に配慮した事業の消費者、滞在者への PR                   |
|   |                     | 環境イベントへの参加促進                   | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | シンポジウムや研修会の開催<br>市の環境を活かしたイベント等開催・参加促進   |
|   |                     | 地球温暖化対策に係る人材育成促進               | 長期       | 検討・協議・実施 | 環境調和型観光業の育成、産業界協力会議の実施検討                 |
|   |                     |                                | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | 事業者団体等との体制づくり                            |
| 3 | 再生可能エネルギーの普及啓発・導入検討 | 再生可能エネルギー発電設備等の普及啓発・促進         | 長期       | 検討・協議    | 再生可能エネルギーの導入促進に関する普及啓発<br>再生可能エネルギーの活用促進 |
|   |                     | 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進 | 長期       | 検討・協議・実施 | 小売電気事業者が提供する再エネ電気プランの情報提供・切り替え促進         |





### ③ 家庭部門

家庭部門では、市民一人ひとりの取り組みとなるため、たとえ小さな取り組みであっても、できるだけ多くの方が、継続して無理のない範囲で取り組む必要があります。このため、省エネルギー行動の普及を図り、推進するとともに、省エネルギー建物・設備等や再生可能エネルギーの普及と導入をすすめることで、環境負荷の低減を目指します。

表 4-3 家庭部門に係る施策

| 基本施策                | 取り組み                             |
|---------------------|----------------------------------|
| 省エネルギー建物・設備等の普及と導入  | 省エネルギーに向けた設備導入促進                 |
| 省エネルギー行動の普及         | 省エネルギー行動の実施推進（ライフ・ワークスタイルの転換推進等） |
|                     | 環境イベントへの参加呼びかけ                   |
| ごみの発生抑制             | ごみの減量化の徹底                        |
|                     | 食品ロスの削減                          |
| 再生可能エネルギーの普及啓発と導入検討 | 住宅への太陽光発電設備等の導入のための普及啓発          |
|                     | 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進   |

| ＜年度別導入施策イメージ＞            |    | 継続実施     |      |       | 検討・協議 |       | 検討・実施 |      |
|--------------------------|----|----------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 取り組み項目                   | 年度 | 2024     | 2025 | 2026  | 2027  | 2028  | 2029  | 2030 |
| 省エネルギーに向けた設備導入促進         |    | V2H 補助導入 |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| ZEH※宅の導入促進               |    | 検討・協議    |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 省エネルギー行動の実施推進            |    | 継続実施     |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| 環境イベントへの参加呼びかけ           |    | 継続実施     |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| ライフ・ワークスタイルの転換推進         |    | 検討・協議    |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 住宅への太陽光発電設備等の導入推進        |    | 検討・協議    |      |       |       | 検討・実施 |       |      |
| 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替え促進 |    | 検討・協議    |      |       |       | 検討・実施 |       |      |

※ZEH ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。

＜導入施策イメージ＞ 短期：2024～2027 年度、長期：2027 年度以降めやす

|   | 基本施策                | 取り組み                            | 導入時期 | 段階       | 取り組み内容                                                             |
|---|---------------------|---------------------------------|------|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 省エネルギー建物・設備等の普及と導入  | 省エネルギーに向けた設備導入促進                | 短期   | 検討・協議・実施 | 省エネルギー型の設備に関する導入促進・支援の検討（V2H充放電設備の補助金）                             |
|   |                     |                                 | 長期   | 検討・協議    | 省エネ設備（断熱リフォーム・高効率給湯器・省エネ改修等）の普及促進                                  |
| 2 | 省エネルギー行動の普及         | 省エネルギー行動の実施推進（ライフ・ワークスタイルの転換推進） | 短期   | 検討・協議・実施 | デコ活アクションの推進（省エネ、エコグッズ、食べ残しゼロ、テレワークやクールビズ・ウォームビズを含む普及啓発および実践）       |
|   |                     | 環境イベントへの参加呼びかけ                  | 短期   | 検討・協議・実施 | 地球温暖化防止活動の周知・啓発                                                    |
| 3 | ごみの発生抑制             | ごみの減量化の徹底                       | 短期   | 継続実施     | 燃やすごみの減量と資源化（水切り運動促進・啓発等）                                          |
|   |                     |                                 | 長期   | 継続実施     | 生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入費補助金                                             |
|   |                     |                                 | 短期   | 継続実施     | 廃食用油の資源化（廃食用油・植物性のステーション回収と再利用事業）の継続と拡大                            |
|   |                     | 食品ロスの削減                         | 短期   | 継続実施     | 食品ロス削減および普及啓発（賞味期限等の正しい認識の周知、「3キリ（水キリ、食べキリ、使いキリ）運動」の紹介、エコクッキングの啓発） |
|   |                     |                                 | 長期   | 継続実施     | 地産地消の推進（農作物直売所設置促進、飲食店・宿泊施設等での地産地消の推進）                             |
|   |                     |                                 | 長期   | 継続実施     | 伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置費補助金による導入推進<br>蓄電池導入に関する補助金の検討                    |
| 4 | 再生可能エネルギーの普及啓発・導入検討 | 住宅への太陽光発電設備等の導入のための普及啓発         | 短期   | 継続実施     | 伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置費補助金による導入推進<br>蓄電池導入に関する補助金の検討                    |
|   |                     | 再生可能エネルギーによる電力利用への切り替えの啓発・普及促進  | 長期   | 検討・協議・実施 | 小売電気事業者が提供する再エネ電気プランの情報提供・切り替え促進                                   |

## コラム：脱炭素ライフスタイルへの転換促進

国は、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。

デコ活アクション まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク



出典：環境省 HP 「デコ活《脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿》」

#### ④ 廃棄物分野

廃棄物分野では、市民や事業者も取り組みの中心となる、ごみの排出量の削減（減量化）、食品ロス削減、及び地産地消の推進等をすすめることで、環境負荷の低減を目指します。

表 4-4 廃棄物分野に係る施策

| 基本施策             | 取り組み                      |
|------------------|---------------------------|
| ごみの発生抑制          | ごみの減量化の徹底                 |
|                  | 食品ロスの削減、地産地消の推進           |
| プラスチックごみリサイクルの推進 | サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換 |

| ＜年度別導入施策イメージ＞             |    | 継続実施  |      |       | 検討・協議 |       | 検討・実施 |      |
|---------------------------|----|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 取り組み項目                    | 年度 | 2024  | 2025 | 2026  | 2027  | 2028  | 2029  | 2030 |
| ごみの減量化の徹底                 |    | 継続実施  |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| 食品ロスの削減、地産地消の推進           |    | 継続実施  |      | 検討・協議 |       | 検討・実施 |       |      |
| サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換 |    | 検討・実施 |      |       |       |       |       |      |

＜導入施策イメージ＞ 短期：2024～2027 年度、長期：2027 年度以降めやす

|   | 基本施策             | 取り組み                      | 導入時期 | 段階   | 取り組み内容                                                             |
|---|------------------|---------------------------|------|------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | ごみの発生抑制          | ごみの減量化の徹底                 | 短期   | 継続実施 | 燃やすごみの減量と資源化（水切り運動促進・啓発等）                                          |
|   |                  |                           | 長期   | 継続実施 | 生ごみ処理容器（コンポスト等）の購入費補助金                                             |
|   |                  |                           | 短期   | 継続実施 | 廃食用油の資源化（廃食用油・植物性のステーション回収と再利用事業）の継続と拡大                            |
|   |                  | 食品ロスの削減、地産地消の推進           | 短期   | 継続実施 | 食品ロス削減および普及啓発（賞味期限等の正しい認識の周知、「3キリ（水キリ、食べキリ、使いキリ）運動」の紹介、エコクッキングの啓発） |
|   |                  |                           | 短期   | 継続実施 | 地産地消の推進（農作物直売所設置促進、飲食店・宿泊施設等での地産地消の推進）                             |
| 2 | プラスチックごみリサイクルの推進 | サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの変換 | 短期   | 継続実施 | プラスチックの排出抑制・資源化の協力（マテリアルリサイクル（再生利用）が容易なプラスチック製品を使用、排出する場合は分別に努める）  |



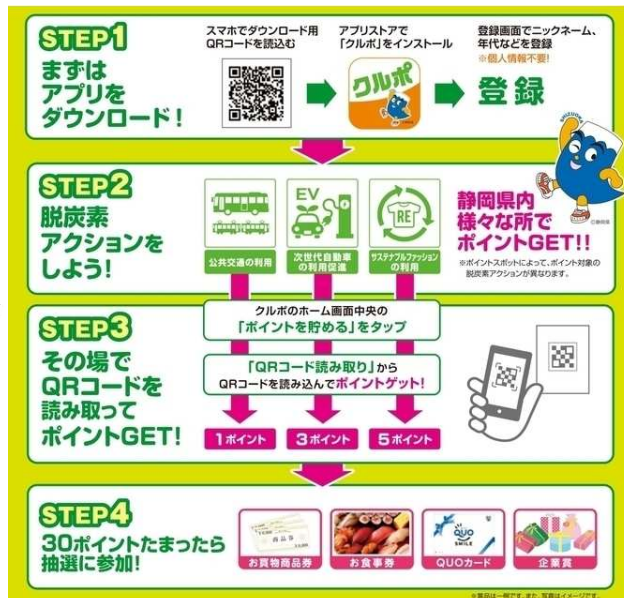
## コラム：温暖化対策アプリ『クルポ』楽しみながらエコにチャレンジ！（静岡県）

静岡県では、地球温暖化対策アプリ『クルポ』を活用して、身近に楽しみながら温室効果ガスの削減に取り組んでいただけるよう、県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」を展開しています。

脱炭素アクション（協力店での食べきりや、リサイクル BOX の利用、えねシェア等）に応じてポイントを付与し、抽選で県内企業の食事券や商品券などが当たります。まずはアプリをダウンロードしてみましょう。



スマホでダウンロード用 QR コードを読み込もう！



出典：静岡県 HP <https://f-cc.net/cool-po/>

## コラム：マテリアルリサイクルとは？

マテリアルリサイクル（材料リサイクル）とは、廃プラスチックを溶かして、もう一度プラスチックの原料にして、新しい製品をつくる技術です。

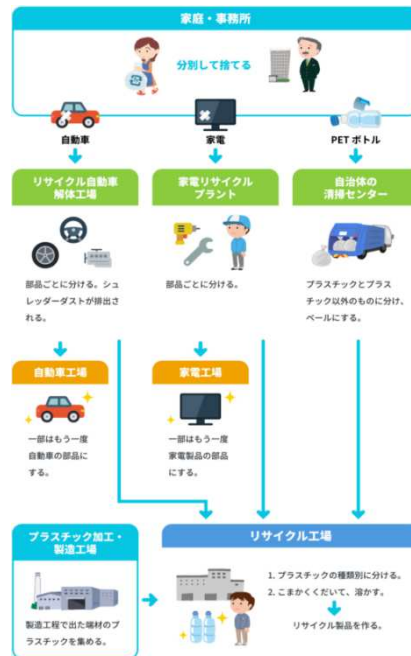
マテリアルリサイクルされるものは、以前は加工や商品の流通段階における、プラスチックの種類がはっきりしており、異物の少なく、まとまった量のある廃プラスチックがほとんどでした。

現在は容器包装リサイクル法が施行され、家庭や店舗・事務所から出る廃プラスチックも分別や製造加工技術の向上によりマテリアルリサイクルの対象となるものがペットボトルを中心に増えています。

マテリアルリサイクルするとき、よごれ異物が多いと、品質の良いリサイクル製品ができません。使用済みのプラスチックはよく洗って、市のルールにしたがい分別して出すことが大切です。

出典：（一社）プラスチック循環利用協会 HP  
「プラスチックのはてな」

## マテリアルリサイクルのしくみ



マテリアルリサイクルするとき  
気を付けること



## ⑤ 二酸化炭素の吸収源に関する分野

二酸化炭素の吸収源に関する分野では、森林の管理（施業）を実施することで、二酸化炭素吸収源としての森林を整備促進し、保全を図ります。

表 4-5 二酸化炭素の吸収源に係る施策

| 基本施策             | 取り組み       |
|------------------|------------|
| 地球温暖化ガス吸収源の保全と拡充 | 森林吸収源の整備促進 |

### <年度別導入施策イメージ>

| 年度<br>取り組み項目 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 森林吸収源の整備促進   | 継続実施 |      |      |      |      |      |      |

### <導入施策イメージ>

|   | 基本施策             | 取り組み       | 導入時期     | 段階       | 取り組み内容                     |
|---|------------------|------------|----------|----------|----------------------------|
| 1 | 地球温暖化ガス吸収源の保全と拡充 | 森林吸収源の整備促進 | 短期<br>長期 | 検討・協議・実施 | ・森林整備の推進<br>・市内の建築物での市産材使用 |

### コラム：森林施業とは？

施業とは、人が森林に対して行う手入れの総称です。植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採などを含みます。スギ・ヒノキなどの人工林や、いわゆる里山林などは、人の手が入ってはじめて健全な状態が保たれるものであり、放置された森林は荒廃が進み、大雨による土砂災害等がおこりやすくなります。森林施業は、市内の民有林について定める長期的なマスタープランであり、伊豆市森林整備計画に沿って実施するものです。



出典：伊豆市環境基本計画（平成 28 年 3 月）「主な用語の解説」

2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、森林・林業基本計画に基づき、間伐や再造林等の森林整備、建築物等における木材利用の拡大等を図ることが不可欠とされています。参考：林野庁資料「森林と脱炭素をめぐる情勢について」（令和 4 年 1 月 31 日）

## 5. 区域施策編の実施及び進捗管理

本計画の実施及び進捗管理は以下のとおりとします。

### (1) 実施

「1(4) 推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

### (2) 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

### (3) 見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。

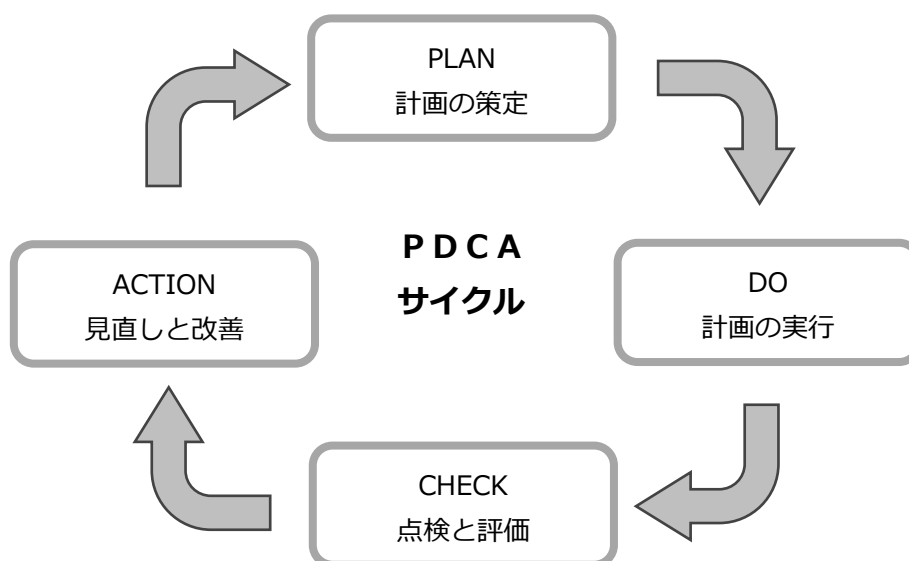


図 5-1 PDCA サイクル